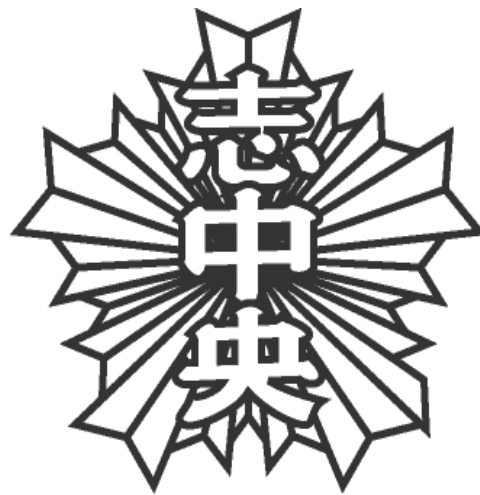


令和 3年度
志免町立志免中央小学校 P T A
定 期 総 会



日 時：令和3年4月24日（土）

会 場：コロナ対策のためWEB審議

次 第

一. ~~開会の言葉~~

一. ~~資格審査報告~~

一. ~~会長挨拶~~

一. ~~来賓紹介~~

一. ~~議長選出~~

一. 議案審議

(一) 第1号議案 令和2年度事業報告

(二) 第2号議案 令和2年度決算報告並びに会計監査報告

(三) 第3号議案 新役員の承認並びに新役員挨拶

(四) 第4号議案 関係諸法規の改正

(五) 第5号議案 令和3年度 P T A運営方針

(六) 第6号議案 令和3年度 事業計画案

(七) 第7号議案 令和3年度 予算計画案

一. ~~旧役員退任挨拶~~

一. ~~学校長挨拶~~

一. ~~閉会の言葉~~



令和2年度 年間活動予報告

	県・区・町P関係	役員会（理事会）	総務部	地域	子ども	各種プロジェクト
4月			13日 新旧役員会 10日 入学式 謝辞 文書のみ WEB 定期総会 開催	随時 旗当番・パトロールの管理		中旬 各種年間募集 開始
5月						先生 【会員】 環境V 土作り
6月		8日 第1回 役員会				先生 【会員】 環境V 前期花植え
7月	20日 【町P】 常任委員会 WEB 【町P】 定期総会		9日 学校評価委員会			
8月						
9月					8日 修学旅行事前説明会 6年サポーターのみ	
10月		9日 第2回役員会	13日 給食物資核定委員会出席			
11月	28日 【町P】 会長会					4日 【会員】 環境V 土作り 11日 【会員】 環境V 花植え 21日 【おやし】 中庭 池掃除
12月		8日 第3回役員会	22日 志免中・西小との意見交換 会議			
1月	18日 【区P】 常任委員会		21日 志免中・西小との意見交換 ZOOM会議	あいさつ運動旗製作 WEB WEB 新入生保護者説明会 通学路問合せ対応		
2月	WEB 【九P】 九州PTA大会		文書 学校評価委員会	各地域 地域別 次年度地域S決め	WEB 茶話会・謝恩会代替案企画	
3月	12日 【区P】 常任委員会	8日 第4回 役員会 9日 新役員候補者説明会	9日 新年度役員候補者説明会 23日 PTA会計監査 17日 卒業式謝辞 文書のみ	8日 地域サポーター会議 ・新入学児童表仕分け	終了日 進級・卒業祝い配付	

令和2年度 活動報告（総務部）

部	活動名称		活動の内容	時期	参加人数	活動の成果	反省点・申込事項	
総務部	対内（単位PTA）関係	① 諸会議運営	定期総会	H31事業・決算報告 R2事業予算計画等の議案審議	5月WEB	185	新型コロナ拡大防止の為 WEB総会にて表決	
			役員会	審議、承認事項の協議	年4回	9名	意思決定型の会議で短時間かつ内容の詰まった会議を行えた	
			運動会準備会議	運動会運営のサポート準備		中止	新型コロナのため中止	
		② 組織内調整・管理	三部調整	子ども、地域サポート部 連絡調整	適時	子ども17 地域17	WEB場での連絡の取り合いとなったが特に問題なく連携を行えた。	
			PTAサークル活動把握	おやじの会	適時	20～30名	学校サポート（中庭池掃除）を通じ保護者同士の交流を行うことができた。	
				読書サークル ぐるんば	適時	自粛	新型コロナのため自粛	
			予算管理・執行	PTA予算の現金出納 物品購入等	適時	1名	PTA専属事務員雇用により予算執行。役員の負担軽減・物品購入の窓口が明確になった。	
		③ 広報業務	HPゆずりは運営	PTA専用ホームページを運営	適時	2名	ブログ形式にて活動報告を行い、欲しい情報が探しやすくHP更新を随時行った。	
			会員向けメールシステム運営	組織と会員の双方向 情報ツールの運営	適時	2名	紙・電子を併用することで活動報告や募集を即時に広く行うことができた	ゆずりはメール会員登録の促進法検討が必要
			ボランティア等 募集関係	各種ボランティアの募集 連絡調整	適時	3名	花植えボランティアのみ昨年からのメンバーに加えゆずりはメールにて参加者を募集	紙ベースとWEBベースの上手な使い分けの検討
	④ 学校事業サポート	新一年生保護者説明会	PTA活動について説明	—	WEB	パワーポイントにてPR動画作成		
		運動会	校内外警備、運営補助		中止			
		わくわく発表会	会場への入退場時の 保護者誘導		中止			
		中央っ子守る会	会長、副会長出席		中止			
		学校評議委員会	会長、副会長出席	R2/7/9 R3 2月			委員として学校経営と取り組みについての評価を行う	

令和2年度 活動報告（総務部）

部	活動名称		活動の内容	時期	参加人数	活動の成果	反省点・申送事項	
	⑤	志免町関係	志免町同和問題啓発講演会	委員として参加	R2.7.5	中止	新型コロナのため中止	
			志免町青少年健全育成講演会	委員として出席		中止		
			人権を尊重する町民の集い	委員として参加	R2.12.6	中止		
	⑥	福岡県PTA関係	会長副会長研修	組織の構成員として出席		中止		
			定期総会	校長出席？		中止		
			役員人権研修会	組織の構成員として協力		中止		
			九州ブロックPTA研修大会	組織の構成員として協力	2月	WEB		youtubeにて動画配信視聴 他校の取り組みを閲覧することができた
	⑦	粕屋区PTA関係	定期総会	会長、校長出席 常任委員出席	—	中止		
			常任委員会	委員として参加	R3.1.18 R3.3.12			行事や予算執行について協議
	⑧	志免町PTA関係	総会+ 拡大常任委員会	組織の構成員として総会親睦会へ出席	—	WEB		WEB総会のため表決連絡
			常任委員会	組織の構成員として出席	R2.7.20	5名		
			新旧常任委員会	組織の構成員として出席	—	中止	—	
			九州ブロックPTA研修大会	九州各県都市で開催される研修大会（H31年度福岡）	R2.2	WEB	新型コロナのため YouTubelにて提言・発表	
			教育講演会	組織の構成員として出席	—	中止	新型コロナのため中止	
			親睦ミニバレー大会	町内6学校PTA関係者の親睦を深めるレクリエーション	—	中止	新型コロナのため中止	
			会長連絡会	町内6校PTA会長との情報交換	R2.11.28	1名	町内6校PTA会長と意見を交換することができた	
			意見交換会	志免中学校区内3校意見交換会	R2.12.22 R3.1.21		今後の運営方針、活動内容等、3校役員にて意見交換を行った。	
							2回目はZOOMを利用して行った。	

令和2年度 活動報告 (PJ・サークル)

部	活動名称	活動名称	時期	参加人数	活動内容
各プロジェクト活動	中央っ子未来PJ	① 運営会議	-	-	新型コロナの為 募集・活動なし
		② 事前リハーサル			
		③ 説明会開催			
		④ 防災宿泊訓練			
		⑤ 反省会			
	会員交流PJ	① PTAカフェ	-	-	新型コロナの為 自粛
		② 【前期】 環境ボランティア	-	-	前期 土作り 新型コロナ対策のため先生方のみ
			-	-	前期 花植え 苗の購入のみ 作業は先生方と子供達で
		③ 【後期】 環境ボランティア	R2.11.4	6名	後期 土作り
			R2.11.11	5名	後期 花植え
	チャレンジPJ	① 運営会議	-	-	新型コロナの為 募集・活動なし
			-	-	
			-	-	
		② 説明会開催	-	-	
		③ チャレンジ体験	-	-	
④ 反省会	-	-			
サークル活動	おやじの会	① 新規メンバー募集	-	-	入学式で新規メンバーの募集 → 文書発行のみ
		② 決起集会	-	-	新型コロナの為 自粛
		③ 運動会協力	-	-	中止
			-	-	中止
		④ 中庭池掃除	R2.11.21	22名	中庭観察池の清掃 (密・風邪予防のため保護者・教員のみ)
		⑤ 参加協力	-	-	活動なし
		⑥ 【主催行事】 餅つき大会	-	-	新型コロナの為 活動自粛
			-	-	
⑦ 年間反省会	-	-			
ぐるんぱ	① 運営会議	-	-	新型コロナの為 活動自粛 (校内放送にて活動)	
	② 読み聞かせ会	-	-		
	③ 研修会	-	-		

令和2年度 活動報告（地域サポート部）

部	活動名称	活動の内容	時期	参加人数	活動の成果	反省点・申し送り事項
地域 サポ ー ト 部	① 諸会会議運営	① 年間の流れ・予算渡し	—		新型コロナのため開催中止	事務費の必要な地域は各自受け渡し
		② 新入生説明会の準備	—		WEBにて入学説明会の為参加なし	各地域ごとに地図があれば次年度の地域集会でも使用できるのでは。
		③ 決算、児童表確認 新旧顔合わせ	3月8日		各地域の精算と児童表の仕分けを行う。新型コロナ対策のため最低限人数での会議とし、新旧顔合わせは見送り。	2月末新入生児童表提出期限なので3月初旬に顔合わせを兼ねた新旧サポーター会議開催が必要。
	② 登校指導 巡回パトロール	【登校指導】地域の危険個所に立ち、児童の安全見守りや指導を行う。 【巡回パトロール】放課後、異常がないか地域の気になる箇所を巡回する。	年間	全世帯対象	登下校時に大きな事件・事故もなかった事から一定の成果はあった。	巡回パトロールは各地域で運用が違う。実施時間に都合が付かない世帯も多いのかパトロールを中止している地域もあった。
	③ 地域集会	家庭と地域で子ども達を守り通学路での事故・事件を未然に防止するため危険と思われる箇所の情報を共有し、交流を図る。	—	—	新型コロナのため開催中止	—
	④ 主催講座	—	—	—	—	—
	⑤ 子ども110番の家 (訪問・連絡調整)	110番の家への継続のお願い挨拶回り・とプレートの確認。新規登録のお願い。	4～6月	—	子ども110番の家継続と新規登録のお願いをした。	
⑥ 春の通学路 ウォークラリー	新1年生と保護者が通学路・危険箇所・110番の家を確認しながら登下校する	—	—	新型コロナのため開催中止	11～12月中には日程調整と会場予約、1月案内作成～募集が必要	
⑦ 学校事業 サポート	運動会テント設営/撤去	—	—	新型コロナのため開催中止		
	新1年生保護者説明会 (通学路の確認)	1月26日	地域サポーター	WEBにて入学説明会 通学路不明点の問合せ対応		

令和2年度 活動報告（子どもサポート部）

部	活動名称	活動の内容	時期	参加人数	活動の成果	反省点・申し送り事項
子どもサポート部	① 諸会議運営	①顔合わせ 年間活動確認	—	—	新型コロナのため 会議等はWEBでのやり取りを行なった。	—
		②懇談会・給食試食会・わくわく打合せ	—	—		
		③三二講座 茶話会打合せ	—	—		
		④年間振り返り・次年度に向けて・清算	—	—		
	② 学級集会	学級懇談会の開催	—	—	新型コロナのため 開催自粛	
	③ 主催講座	—	—	—	—	—
④ 給食試食会	1年生保護者を対象 給食参観・試食会 を開催	—	—	新型コロナのため 開催自粛	—	
⑤ 学校事業サポート	運動会サポート	—	—			
	わくわく発表会 保護者誘導サポート	—	—			
⑥ その他	茶話会・謝恩会	—	—	感染症対策で飲食ができ ないため、代替案を協議 し、記念品として配布す ることができた。	—	

令和2年度 志免中央小学校PTA 決算報告書

＜一般会計＞

収入の部

令和3年3月 単位:円

費 目	令和2年度 決算額	令和2年度 予算額	増 減	
繰越金	1,989,415	1,989,415	0	
会 費	1,997,300	2,475,000	-477,700	300円×10ヶ月×(世帯数+教員数) 休校期間1ヶ月分未徴収
補助金・その他	40,519	100,000	-59,481	区制度運営費・受取利息
合 計	4,027,234	4,564,415	-537,181	

支出の部

費 目	令和2年度 決算額	令和2年度 予算額	増 減	備 考
会議費	7,816	200,000	-192,184	各部 会議費: 3,816円 会計監査執行費: 4,000円
事務費				
消耗品費	5,064	60,000	-54,936	事務用品全般
印刷費	124,002	250,000	-125,998	印刷機リース・保守点検・インク PCインク・コピー用紙
通信費	46,673	60,000	-13,327	HPLレンタル料・PTA電話契約料・ウィルス対策
委託料	0	100,000	-100,000	運動会警備等外部委託料 運動会開催無し
事務員委託料	115,481	300,000	-184,519	学校稼働日: 基本週1~2回 4時間勤務
報償費(手当)	74,000	190,000	-116,000	○役職手当: 74,000円 会長: 7,500円 副会長: 7,500円×2名 総務部長: 7,500円×1名 ボランティアマネジャー: 5,000円×2名 ○子どもサポーター手当 500円×17名
慶弔・渉外費	4,000	50,000	-46,000	香典、弔電、見舞金、外部団体等との連絡調整
分担金				
傷害保険	95,360	120,000	-24,640	傷害保険料(160円×(世帯数-減免))
負担金	198,318	300,000	-101,682	地区P負担金 地区P総会 地区P常任 町P負担金 町P常任 県P新聞代
児童奨励費	195,770	190,000	5,770	卒業記念品 : 卒業証書入: 191,620円・キャラクター製作4,150円
児童保健費	214,512	50,000	164,512	大容量クレペリン・クレペリンスプレー・マスク等
調査研究費	0	290,000	-290,000	九州PTA大会参加費—各種PTA研修会参加費 コロナのためWEB開催のみ
活動費				
子どもサポーター部	364,359	240,000	124,359	(コロナ特別支出) 学力向上のため裁量経費: 算数ボードの購入補助: 200,000円 茶話会・謝恩会の代替案として記念品: 164,359円
地域サポーター部	19,240	195,000	-175,760	事務費・裁量経費登校時 挨拶運動のぼり制作
PJ経費	18,004	300,000	-281,996	会員交流PJ18,004円, 花苗購入等
サークル活動費	21,812	300,000	-278,188	おやじの会 21,812円
周年事業積立金	74,300	75,000	-700	100円×743世帯
予備費	10,550	836,410	-825,860	
合 計	1,589,261	4,106,410	-2,517,149	令和2年7月豪雨災害PTA支援募金

収入総額: 4027234円 支出総額: 1589261円 差引残高: 2437973円

<特別会計>

収入の部 令和3年3月 単位:円

口座名	費目	金額	備考
定期	繰越金	2,011,692	
	預金利息	177	
合計		2,011,869	

支出の部

費目	金額	備考
	0	
合計	0	

<周年行事積立金会計>

収入の部 令和3年3月 単位:円

口座名	費目	金額	備考
普通	繰越金	533,350	
	預金利息	4	
	周年積立金	74,300	100円×743世帯 一般会計より
合計		607,654	

支出の部

費目	金額	備考
	0	
合計	0	

収入総額:2619523円 支出総額:0円 差引残高:2619523円

上記のとおり報告いたします。尚、残高は次年度に繰り越します。

令和3年3月23日

会計 羽 藤 雅 子 (印)

会計 鬼 塚 ゆ う (印)

令和2年度 志免中央小学校PTA 会計監査報告

令和2年度会計報告書類について監査の結果、各種帳簿及び証憑書類の記録等は正確でかつ適正であると認めたことを報告いたします。

令和3年3月23日

監査委員 (印)

監査委員 (印)

志免中央小学校PTA役員等選出規定

(目的)

第1条 この規定は、志免中央小学校PTA会則第11条第2項の規定に基づき、公正かつ客観的に役員等の候補者を選考するために定めるものである。

(方法)

第2条 総務部は、次の役員等の候補者を会員の中から選考し、総会において選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 総務部長 1名
- (4) ボランティアマネージャー 2名
- (5) 広報担当 2名
- (6) 書記担当 1名
- (7) 会計担当 1名
- (8) 会計監査 2名

- 2 総務部は、選考基準並びに前項に定める役職毎の募集人数を明確にして、全ての会員世帯に対して立候補者を募集するもの。ただし、会長は現役員（副会長、総務部長、ボランティアマネージャー）の中から募集するもの。
- 3 総務部は、前項における応募者数が募集人数を満たさない場合において、予め一定の期間を設けて、全ての会員世帯に対して、被推薦人の承諾を前提とした候補者の推薦を求めることができる。ただし、会長は現役員（副会長、総務部長、ボランティアマネージャー）の中から候補者の推薦を求めることができる。
- 4 総務部は第2項及び第3項において、応募者数が募集人数を上回った場合は、予め定めた基準に基づき選考しなければならない。

(選考の優先基準)

第3条 前条第4項に定めた基準は次のとおりとし、第1号から順に基準に適合した応募者を優先的に選考するもの。

- (1) 長子の在学年数が最も多い応募者
 - (2) 男性である応募者（男性のPTA活動への積極的な参加を促す事を目的とする）
 - (3) 過去に役員及び委員経験が無い応募者
- 2 前項各号に定めた基準によっても選考できない場合は、会長及び校長の協議により選考するもの。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、一部を改正し、平成31年4月27日から施行する。

令和3年度 役員名簿

総務部	
役職	氏名
会長	鐘ヶ江 琢磨
総務部長	足立 尚也
副会長	鬼塚 ゆう
	木村 頌
ボランティア マネージャー	前田 浩幸
	森 愛里
広報担当	岡本 美沙子
書記（学）	安部 宏樹
会計（学）	福地 佳江

会計監査	
氏名	
稲永 香織	
植村 恵	

志免中央小学校PTA会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、志免中央小学校PTA（以下「PTA」という。）と称し、事務局を志免中央小学校（以下「学校」という。）に置く。

(目的)

第2条 PTAは、学校、家庭、地域と連携して、学校に在籍する児童（以下「児童」という。）の健全な成長と児童福祉の充実に務め、児童の保護者（以下「保護者」という。）と学校に常勤する教職員（以下「教職員」という。）相互の生涯教育のための諸活動を推進することを目的に設置され、児童を取り巻く教育環境の向上に寄与する。

(方針)

第3条 PTAは、前条の目的を達成するため、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 営利を目的とせず、宗教的、政治的活動を目的とする団体、個人又は事業と関係をもたない。
- (2) 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、干渉、統制も受けない。
- (3) 子どもたちの健全育成及び福祉のために活動する企業、特定非営利活動法人等の社会的諸団体と連携する。
- (4) 学校の管理及び人事には干渉しない。

(会員)

第4条 PTAの会員を正会員と準会員の二種とする。

- 2 正会員は、保護者またはこれに代わる者及び教職員とし、全て平等の権利を有する。
- 3 準会員は特に児童の教育に関心をもち、PTAの趣旨に賛同してくれる者とする。
- 4 PTAを退会する会員は、退会届を提出する。ただし、第2項に定める正会員資格を喪失することにより退会する場合は、この限りではない。
- 5 PTAは任意の団体であり、その入退会は会員の意思で決められるべきものである。

(活動)

第5条 PTAは、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学校教育に対する理解と協力
- (2) 児童の福利・厚生・安全環境の整備および向上
- (3) 学校、家庭、地域の連携による教育活動の促進
- (4) 会員相互の教養の向上と親睦の増進
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動

2. PTAの活動は、原則として総会及び理事会で協議決定された事項に基づき、会員からボランティアを募って実施し、会員相互の支え合いによって成り立つ。

(総務部)

第6条 PTAに、総務部を置く。

- 2 総務部は、会員相互の支え合いによるPTA活動が潤滑に行われるよう努める。
- 3 総務部は、PTAの事務の一切を掌握し、これを運営する。
 - (1) PTAの事務を処理するため、総務部に事務職員を置くことができる。

- (2) 事務職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- (3) 事務職員の勤務に関し必要な事項は、別に定める。

(役員)

第7条 総務部に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 総務部長 1名
 - (4) ボランティアマネージャー 2名
 - (5) 書記担当 1名
 - (6) 会計担当 1名
- 2 会長を除く役員の数、は、諸事情に応じて増減することができる。
 - 3 役員は会計監査を兼ねることはできない。
 - 4 書記担当及び会計担当は、教職員から1名ずつを選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。

- 2 任期中において、役員交代があったときは、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任を妨げない。

(役員任務)

第9条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、PTAを代表し、会務を統括し、総会、理事会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理を務める。
- (3) 総務部長は、会長と会務を統括し、副会長と同様の任務を遂行する。
- (4) ボランティアマネージャーは、PTA活動に参加する会員を含めたボランティアを管理し、PTA活動の活性化に務め、副会長と同様の任務を遂行する。
- (5) 広報担当は、PTAの広報及び会員等への情報提供に務める。
- (6) 書記担当は、会議の議事等要録・役員会及び理事会の報告書等を記録し一括して、その記録を保管する。
- (7) 会計担当は、PTAの総ての収支を正確に記帳し、総会において会計監査の承認を経た決算報告をする。

(会計監査)

第10条 PTAに、会計監査2名を置く。

- 2 会計監査は、PTAの収支について監査を行い、総会で監査報告をする。

(役員並びに会計監査の選出)

- 第11条 役員及び会計監査は、会員からの立候補並びに推薦に基づき、総務部が翌年度の候補者を選考し、総会において選出する。
- 2 総務部における選考基準は別に定める。

(相談役)

第12条 P T Aに、相談役を置くことができる。

2 相談役は会長が委嘱する。

(子どもサポート部)

第13条 P T Aに、子どもサポート部を置く。

2 子どもサポート部は、総務部と連携して、保護者と教師の相互理解を図り、家庭と学校の教育環境の向上に努める。

3 子どもサポート部は、学年毎に概ね会員5名の子どもサポーターで構成する。

4 子どもサポート部に互選により連絡係2名を置く。

(地域サポート部)

第14条 P T Aに、地域サポート部を置く。

2 地域サポート部は、総務部と連携して、概ね学校の通学区域の範囲（以下「地域」という。）において、児童の安心・安全の確保など教育環境の向上に努める。

3 地域サポート部は、地域内の町内会及び育成会等の地域諸団体と十分な連携を図り、活動するものとする。

4 地域サポート部は、地域内の町内会毎に会員2名ずつの地域サポーターで構成する。

5 地域サポート部に互選により連絡係2名を置く。

(総会)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、本会の最高議決機関である。

2 定期総会は毎年開催し、臨時総会は会員の1割以上の要請があった場合、または理事会が必要と認めた場合に開催する。

3 総会は、会員の三分の一以上（委任状による出席者を含む）の出席により成立し、出席会員の過半数の賛成で議決する。

4 総会の議長は、会長、または会長が会員から推薦するものとする。

5 総会の日時・場所及び議題は、三日前までに全会員に通知する。

(総会の任務)

第16条 総会は、次の事項を審議する。

(1) 会則に関する事。

(2) 会費に関する事。

(3) 予算決議に関する事。

(4) 年間の事業計画とその承認

(5) 役員・会計監査の選出。但し補充の場合を除く。

(6) その他重要な事項

(理事会)

第17条 理事会は、役員、子どもサポート部及び地域サポート部の連絡係、学校の校長、教頭、教務主任によって構成する。

2 理事会は、会長が招集し、構成委員の三分の二以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成で議決する。

3 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会において委任された案件

- (2) 総会に提案する議案
- (3) 総務部、子どもサポート部、地域サポート部の立案した計画の審議と連絡調整
- (4) 会員からの提案・要望事項の審議
- (5) 細則・規定に関すること
- (6) 定例及び、臨時の行事を遂行するための企画・立案・実行
- (7) 緊急事項の処理

(経理)

第18条 P T Aの活動に関する経理は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 前項の会費は、会員1世帯あたり月300円(年11ヶ月徴収)とする。

3 P T Aの経理は、総て総会で認められた予算に基づいて行われる。ただし、当初予算に過不足が生じた場合、理事会に諮り処理することができる。

(会計)

第19条 P T Aの会計は、志免中央小学校P T A会計規則（以下、「規則」という。）に基づいて処理する。

2 P T Aの予算は、総会の承認を受けなければならない。

3 P T Aの決算は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

(中央っ子未来プロジェクト及び会員交流プロジェクトに関する規定)

第20条 中央っ子未来プロジェクト及び会員交流プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）とは、企画・運営の意欲のある会員の発案と協力により実施され、会則第2条の目的及び第3条の方針に基づいた、継続を前提としない単年度完結型の行事または活動である。

2 プロジェクトの企画・立案にあたっては、活動計画書を総務部に提出し、学校と実施の是非について協議しなければならない。

3 プロジェクトの会計は、理事会にて協議し収支を報告する。

4 プロジェクト実施に伴い生じた収入から支出を控除した経費については、原則としてP T Aに寄付する。

(P T Aサークルに関する規定)

第21条 P T Aサークル（以下「サークル」という。）とは、会員の教養の向上と相互の親睦を図るため、会則第2条の目的及び第3条の方針に基づいて活動する会員で組織された集団である。

2 サークルを設立する場合は、総務部を通じて理事会に申請し、承認を得なければならない。

3 サークルの活動に要する経費は、受益者負担を原則とするが、サークルの要請に応じて、上限を設けて助成金を支給することができる。

4 その他必要な事項は別に定める。

(個人情報に関する規定)

第22条 P T Aでは個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適切な管理・保護に努める。

- 2 P T A活動の運営上必要な範囲内および、公正な方法により個人情報を取得する。
- 3 P T Aが取得した個人情報は、次の目的にのみ利用できるものとする。
 - (1) P T A運営のための連絡網
 - (2) 各種行事、講演会の案内
 - (3) P T A活動に関わる資料、書類の送付
 - (4) P T A活動に関わるアンケートや質疑応答
 - (5) その他 本会に関連する活動
- 4 個人情報は、会長が管理し、P T Aの運営上必要と認める会員にのみ配付する。
- 5 個人情報の安全な管理のため、十分なセキュリティ対策を講じるものとする。
- 6 会長及び個人情報の提供を受けた会員は、取得した個人情報を第3項に規定する利用目的以外では利用できない。
- 7 P T Aの個人情報に関する照会・相談の受付窓口は、役員とし、受付の際には会員の本人確認を行うものとする。

(細則)

第23条 この会則の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、会長がこれを定める。

(附 則)

- 1 この規約は、昭和49年5月1日より発効する。
- 2 この規約は、一部を改正し、昭和54年4月28日より発効する。
- 3 この会則は、一部を改正し、平成2年4月22日より発効する。
- 4 この会則は、一部を改正し、平成5年5月1日より発効する。
- 5 この会則は、一部を改正し、平成8年5月1日より発効する。
- 6 この会則は、一部を改正し、平成11年5月1日より発効する。
- 7 この会則は、一部を改正し、平成12年5月1日より発効する。
- 8 この会則は、一部を改正し、平成13年5月1日より発効する。
- 9 この会則は、一部を改正し、平成14年4月27日より発効する。
- 10 この会則は、一部を改正し、平成15年4月26日より発効する。
- 11 この会則は、一部を改正し、平成16年4月26日より発効する。
- 12 この会則は、一部を改正し、平成17年5月2日より発効する。
- 13 この会則は、一部を改正し、平成19年4月28日より発効する。
- 14 この会則は、一部を改正し、平成21年4月25日より発効する。
- 15 この会則は、一部を改正し、平成23年4月30日より発効する。
- 16 この会則は、一部を改正し、平成24年4月29日より発効する。
- 17 この会則は、一部を改正し、平成25年4月27日より発効する。
- 18 この会則は、一部を改正し、平成26年4月26日より発効する。
- 19 この会則は、一部を改正し、平成27年4月29日より発効する。
- 20 この会則は、全部を改正し、平成29年4月1日より発効する。
- 21 この会則は、一部を改正し、平成30年4月28日より発効する。
- 22 この会則は、一部を改正し、平成31年4月27日より発効する。
- 23 この会則は、一部を改正し、令和2年4月25日より発効する。

志免中央小学校PTA会計規則

(趣旨)

第1条 志免中央小学校PTA会則（以下、「会則」という。）第19条に定めるPTAの会計に関する事務の取扱は、この規則によらなければならない。

(会計担当者の任命)

第2条 総務部に会計担当（会則第7条第1項第7号）をおき、会計担当は、予算の執行その他会計事務を司る。

(会計年度および独立の原則)

第3条 PTAの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。会計年度における支出はその年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(総計予算主義の原則)

第4条 一会計年度における一切の収入および支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(会計の区分)

第5条 PTAの会計の区分は、一般会計、特別会計及び周年行事積立金会計とする。

(収支予算の区分)

第6条 収支予算は収入にあつては、その性質に従って収入費目に区分し、支出にあつてはその目的に従ってこれを予算費目に区分しなければならない。予算費目の改廃ならびに支出予算費目の間における金額の流用については理事会の承認を得なければならない。

(特別会計の取扱いに関すること)

- 第7条 特別会計は、一般会計の繰越金の一部を繰り入れ、会費以外の収入をもって充てる。
- 2 特別会計は、教育環境整備、児童活動の支援、PTA活動の補助等に使用する。
 - 3 特別会計の運用については、理事会にて承認を得て総会に報告する。
 - 4 特別会計の会計監査については、一般会計と同じとする。

(周年行事積立金会計の取扱いに関すること)

- 第8条 周年行事積立金会計は、一般会計の繰越金の一部を繰り入れ、会費以外の収入をもって充てる。
- 2 学校の周年行事に関わる経費への補助等に使用する。
 - 3 周年行事積立金会計の運用については、理事会の承認を得て、総会に報告しなければならない。
 - 4 周年行事積立金会計の会計監査については、一般会計と同じとする。

(会員及び児童に関する弔慰規定)

第9条 弔慰に関する事項は、別表(弔慰規定)により支出する。

2 別表に定めのない事項で、近隣及びPTAと密接な関係機関で発生した弔慰事項等については、総務部で協議の上弔慰金を支出、又は弔電を送り、理事会へ報告する。

〈別表 弔慰規定〉

摘 要			金 額	備 考
児童・保護者	児 童	死 亡	10,000 円	会葬(会長及び副会長1名)
		重傷病	5,000 円	見舞(会長又は副会長1名)※入院2週間以上
	保護者	死 亡	10,000 円	会葬(会長及び副会長1名) ※役員の場合は他の役員
	初 盆	5,000 円	仏参り(会長又は副会長1名)	
教 職 員	本 人	死 亡	10,000 円	会葬(会長及び副会長1名)
		初 盆	5,000 円	仏参り(会長又は副会長1名)
	配偶者	死 亡	5,000 円	会葬(会長及び副会長1名)
一親等	死 亡	5,000 円	会葬(会長及び副会長1名)	
児童・保護者・職員の災害等			理事会でその都度協議	

(役員等の報酬)

第10条 会則第7条第1項各号に定める役員等の報酬(年額)は、次の通りとする。

- (1) 会長 25,000円
- (2) 副会長 15,000円
- (3) 総務部長 15,000円
- (4) ボランティアマネージャー 15,000円

2 会則第13条3項及び第14条第4項に定める子どもサポーター及び地域サポーターの報酬(年額)は、1,500円とする。

3 会則第13条第4項及び第14条第5項に定める連絡係の報酬(年額)は、4,000円とする。

(予備費)

第11条 予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上することができる。

(決算)

第12条 会長は会計年度毎に決算し、会計監査委員の監査に付し、その意見を受けて総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第13条 各会計年度において決算上剰余金が生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(現金の預金)

第14条 金銭は確実な金融機関に預け入れるものとする。

(一時借入金)

第15条 会長は収支予算の支出をするため当該予算の範囲の一時借入金を借り入れることができる。

(出納の閉鎖)

第16条 P T Aの出納は翌年4月30日をもって閉鎖する。

(会長権限の一部委任)

第17条 会長は当該年度支出予算の執行に関する権限を学校長に委任することができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年4月27日に一部を改正し施行する。

令和3年度 志免中央小学校PTA運営方針

1. 基本方針

本校PTAは、「子どもたちが成長する三つのステージ、学校・家庭・地域の連携（絆）を橋渡しする団体」をめざし、志免中央小学校の応援団として、そして子どもたちの為に地域で活躍する全ての人たちと連携し、結果として子どもたちの健やかな育成環境を創り上げる為の活動に取り組む。

2. 組織運営について

- (1) 価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢に対応した柔軟な組織運営
- (2) ムリ・ムダを省きコンパクトで能率的な組織運営
- (3) 会員にとって、地域にとって関係するすべての人に分かりやすい組織づくり

3. PTA活動について

全てのPTA活動は、「できる事を、できる時に、できる人が」を基本コンセプトに、会員からボランティアを募集し、自由意志により参加した会員相互の支え合いによって活動します。

〈PTA活動指針〉

- 一、活動は、全ての会員の参加を前提とせず、集まった会員の人数の範囲内で実行し、集まらないなら、その活動はやらない。
- 一、活動は、全て継続を前提としない単年度完結型とし、活動後は、必ずその成果と問題点を検証することで改善する。
- 一、活動を通して会員は、楽しさ、おかしさ、面白さ、を心いくまで追求する。
- 一、全ての活動は、会員同士、会員と子どもの交流を深めるものであること。
- 一、活動は、外部団体（人材）との連携・協力を強化して実行する。

志免中央小学校PTAは、

「よりシンプルに より分かりやすく より楽しく」

次のステージを目指します！！

Shime Chuo sho PTA NEXT 

4. 予算執行について

子どもたちの教育環境（学校・家庭・地域）の改善に向けて、限られた予算の範囲内で可能な限り効率的な執行と経費削減に努める。

令和3年度は下記の3項目において重点的に予算措置を行う。

重点項目	1. 家庭教育力の向上	2. 児童の安全・安心の確保	3. 会員交流の充実
重点化の視点	<p>子どもたちの「生きる力」を育む変化の激しい社会において子どもたちが困難を乗り越え未来に向けて進む希望や生きる力を培うための活動を、<u>学校・家庭・地域で連携して実施する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣や生活能力 ・自制心や自立心 ・豊かな情操 ・他人に対する思いやり ・社会的規範意識 	<p>道路歩行中の事故が多いと言われている登下校時間（14～17時）における安全・安心の確保</p> <p>いざという時に命を守るための適切な行動がとれるよう、防災意識を高める活動を行い、実践的な知識と技術を得る</p> <p>児童が健康かつ安全に学校生活を送れるよう保健衛生費の拡充</p>	<p>会員同士が気軽に、フランクに情報交換できるような場（機会）づくり</p>
取組みの工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童期における基本的な生活習慣の重要性を啓発（早寝早起き朝ごはん） ・ 子どもたちが達成感を味わうことができる体験活動 ・ 家庭、学校が連携した夏休み等長期休暇の過ごし方に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域住民、地元企業、志免町役場、警察署等と連携した下校時の見守り体制の構築</u> ・ 登下校中の事故防止に関する会員保護者への啓発 ・ 防災教育に特化した事業の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サークル活動の促進と横展開 ・ 授業参観後の時間の有効活用
主な関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○学級懇談会 ○各サポート部・サークル通信によるPTA活動の発信 ○中央っ子未来プロジェクト（チャレンジ体験） ○あいさつ運動 ○地域集会・地域交流会 ○各種研修会・講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ○登校指導 ○子ども110番の家協力要請 ○自転車講習会 ○地域集会・地域交流会 ○中央っ子未来プロジェクト（避難所訓練） ○春の通学路ウォークラリー ○クレベリン等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級懇談会 ○会員交流プロジェクト（花植え活動等） ○PTAサークル

令和3年度 年間活動予定

	県・区・町P関係	理事会	総務部	地域	子ども	各種プロジェクト
4月	【区P】 新旧役員会 【県P】 会長副会長研修	9日 新旧役員会	新旧役員会 入学式出席（会長のみ） 定期総会 開催			各種年間募集 開始
5月	【区P】 総会 【町P】 新旧常任	第1回 理事会 兼 運動会実行委員会	前日準備 運動会協力	第1回会議 前日準備 運動会協力	第1回会議	【おやじ】 決起集会 【おやじ・1 Day】 前日準備 【おやじ・1 Day】 運動会協力 【会員】 環境V 土作り
6月	【町P】 総会・拡大常任委員会 【県P】 総会 【町P】 第1回常任	第2回 理事会	学校評価委員会		学級懇談会	【会員】 環境V 前期花植え 【未来PJ】 第1回会議 【おやじ】 中庭 池掃除
7月	【町】 同和問題講演 【県P】 人権教育研修 【町P】 副会長会	第3回 理事会	中央っ子を守る会 未定 青少年問題協議会			【未来PJ】 第2回会議
8月	【区P】 単P 会長会				第2回会議	【未来PJ】 第3回会議
9月	【町P】 第2回常任 【町P】 教育講演会 【町P】 親睦球技大会		第2回 学校評議会	自転車講習会 （家庭教育ミニ講座）	学級懇談会	【未来PJ】 事前リハーサル 【未来PJ】 第4回会議 【未来PJ】 参加者説明会
10月	【九P】 九州ブロック研修大会	第4回 理事会				【未来PJ】 イベント開催 【会員】 環境V 土作り
11月			第3回 学校評議会			【会員】 環境V 花植え
12月		第5回 理事会		第3回会議	学級懇談会	
1月				新入生保護者説明会	第3回 会議	
2月	【町P】 会長会	第6回 理事会	学校評価委員会 兼 中央っ子を守る会	地域別 保護者交流会	学級懇談会 子サボ主催 PTAミニ講座	
3月		第7回 理事会	卒業式出席 PTA会計監査	第4回会議（新旧サポーター） 新一年通学路ウォークラリー	第4回会議	

令和3年度 志免中央小学校PTA 予算案

＜一般会計＞

収入の部

令和3年3月 単位:円

費 目	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	増 減	
繰越金	2,437,973	1,531,410	906,563	
会 費	2,475,000	2,475,000	0	300円×11ヶ月×(世帯数700+教員数50)
補助金・その他	50,000	100,000	-50,000	区制度運営費・受取利息
合 計	4,962,973	4,106,410	856,563	

支出の部

費 目	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	増 減	備 考
会議費	200,000	200,000	0	総会運営費150,000円、理事会15,000円 各部会議30,000円 会議会計監査執行5,000円
事務費				
消耗品費	60,000	60,000	0	事務用品全般
印刷費	250,000	250,000	0	印刷機リース・保守点検・インク PCインク・コピー用紙
通信費	60,000	60,000	0	HPLレンタル料・PTA電話契約料
委託料	100,000	100,000	0	運動会警備等外部委託料
事務員委託料	300,000	300,000	0	学校稼働日：基本週2回 4時間勤務
報償費(手当)	190,000	190,000	0	○役職手当：116,000円 会長：25,000円 副会長：15,000円×2名 総務部長：15,000円×1名 ボランティアマネージャー：10,000円×3名 【サポーター連絡係：16,000円(上記+4,000円×4名)】 ○子どもサポーター：45,000円(1,500円×5名×6学年) ○地域 サポーター：24,000円(1,500円×16名) ●招待給食給食費5,000円
慶弔・渉外費	50,000	50,000	0	香典、弔電、見舞金、外部団体等との連絡調整
分担金				
傷害保険	120,000	120,000	0	傷害保険料(160円×(世帯数-減免))
負担金	300,000	300,000	0	地区P負担金 地区P総会 地区P常任 町P負担金 町P常任 県P新聞代
児童奨励費	190,000	190,000	0	卒業記念品：卒業証書入
児童保健費	200,000	50,000	150,000	クレベリンスプレー・マスク等 インフルエンザ等対策
調査研究費	100,000	290,000	-190,000	九州PTA夫会参加費 各種PTA研修会参加費
活動費				
子どもサポート部	240,000	240,000	0	学級懇談150000/事務費5000/給食試食会50000円/ 外部講師招喚20000/サポート部裁量経費60000
地域サポート部	195,000	195,000	0	地域集会80000/交流会40000/事務費5000/ 自転車講習会10000/サポート部裁量経費60000
PJ経費	300,000	300,000	0	会員交流50,000・こども未来PJ100,000 チャレンジPJ150,000
サークル活動費	300,000	300,000	0	餅つき100000・サークル活動費190,000・事務費10000
周年事業積立金	75,000	75,000	0	(700世帯+50教員数)×100円
予備費	1,732,973	836,410	896,563	会費引き下げに伴う繰越金減少に備える
合 計	4,962,973	4,106,410	856,563	

<特別会計>

収入の部

令和3年3月 単位:円

口座名	費目	金額	備考
定期	繰越金	2,011,692	
	預金利息	0	
合計		2,011,692	

支出の部

費目	金額	備考
	0	
合計	0	

<周年行事積立金会計>

収入の部

令和3年3月 単位:円

口座名	費目	金額	備考
普通	繰越金	533,350	
	預金利息		
	周年積立金	75,000	100円×(P:700 + T:50) 一般会計より
合計		608,350	

支出の部

費目	金額	備考
	0	
合計	0	